

あなたと福祉サービスをつなぐ

にちじょうせい かつじりつ しえんじぎょう
日常生活自立支援事業



しゃかいふくしほらじん なかのけんしゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

じぎょうすいしんぶ せいかつしえんか
事業推進部 生活支援課

〒380-0928 長野県長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内

Tel : 026-226-2035 Fax : 026-228-0130

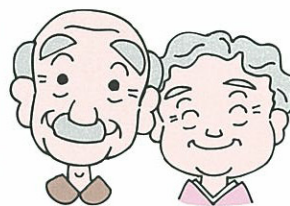
この事業は、高齢者や障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関わる相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業です。

秘密は厳守しますので、お気軽に最寄りの市町村社会福祉協議会にご相談ください。
相談は無料です。

利用手続きについて

まず、お近くの社会福祉協議会にご連絡ください。

市町村社会福祉協議会にご連絡ください。ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。



ご相談の受付

担当者がおうかがいします。

専門的な知識を持った担当職員がご自宅等を訪問し、親身になって相談にのります。ご相談にあたってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。お気軽にご相談ください。



相談・お打合せ

お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくりまします。

どのようなお手伝いをさしあげたらよいかなど、ご希望をお聞きして、その後で契約内容と支援のかたをご提案します。



契約書・支援計画の作成

ご契約

ご利用は契約を結んでからサービスが開始されます。

ご納得いただければ、利用者として社会福祉協議会とが、契約を結び、支援計画にそって、生活支援員がお手伝い（有料）を行います。



援助の開始

援助の内容について

福祉サービス

福祉サービスが
安心してご利用
できるようにお
手伝いします。

保健・医療・福祉サービス
についての制度・内容に関する
情報提供や専門家の紹介・
助言、サービス申込み手続き
の代行・同行・契約締結、福
祉サービス実施状況の確認、
安否のための見守り等を行
います。



金銭管理サービス

毎日の暮らしに
欠かせないお金
の出し入れをお
手伝いします。

利用者本人に代わって、一
定額の預貯金の出し入れ、公
共料金・家賃の支払い、福祉
サービス等の利用料の支払い、
年金手当て等の受領確認を行
います。



書類等預かりサービス

大切なハンコや
証書などを安全
な場所でお預か
りします。

本人の意思に基づいて契約
を行い、預金通帳、権利証書、
保険証書、実印、銀行印等の
書類等を安全に保管します。

お預かりできないもの
宝石、書画、骨董品、貴金
属類など



対象となる方

認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でないため日常生活での福祉サービスのご利用や、金銭管理等がうまくできない方々が対象になります。



相談の具体的な例

- お金の出し入れなど、日常的な金銭の管理に不安がある。
- 自分の知らないうちに預貯金が引き出されたり、年金が勝手に使われている。
- 通帳や印鑑の保管に不安がある。
- 一人暮らしの生活や将来の生活に不安がある。
- 福祉サービスの利用手続きや介護保険の申請援助等をして欲しい。



私たち、社会福祉協議会がお手伝いします。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する公益性の高い非営利組織です。ご相談からサービスの提供にいたるまで、社会福祉協議会の「専門員」「生活支援員」が責任をもってご援助いたします。また、援助の内容にご不満がありましたら、いつでも申し出ることができます。

●専門員のしごと

お悩みごとの相談を受けて、ご本人の意向をもとに適切な支援計画を作成し、ご契約を交わし、常に利用者との意思疎通をはかり支援をいたします。



●生活支援員のしごと

契約の内容にそって定期的に利用者のところにお伺いし、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、預貯金の出し入れなどを代行いたします。



利用料金について



ご相談は無料です。

ご相談や支援計画の作成にかかる費用は全て無料です。

生活支援員がお手伝いするときに、
利用料と交通費がかかります。

利用料金は1時間当たり1,000円です。
交通費は、1キロメートル当たり20円
です。
生活保護を受けている世帯は無料です。

利用を希望される方やご家族、 関係者の皆様にお願ひ

この事業は、法律では「福祉サービス利用援助事業」といいます。
対象となる皆様の一人でも多くの方にこの事業をご利用いただき
たいと考えていますが、ご利用いただくためには次のことが大切
になってきますので、特にご家族や関係者の皆様にご理解をいた
だきご協力をお願いします。



ご本人の意思が確認できること

この事業は、福祉サービスを利用する際の手続きや申請、日常的な金銭管理等利用者の権利に深くか
かわった援助をするため、あくまでもご本人（利用者）の意思が確認できることが利用の前提となりま
す。関係者や本人以外の方がよかれと思っても、ご本人の意思確認がされないで行うことはできません。

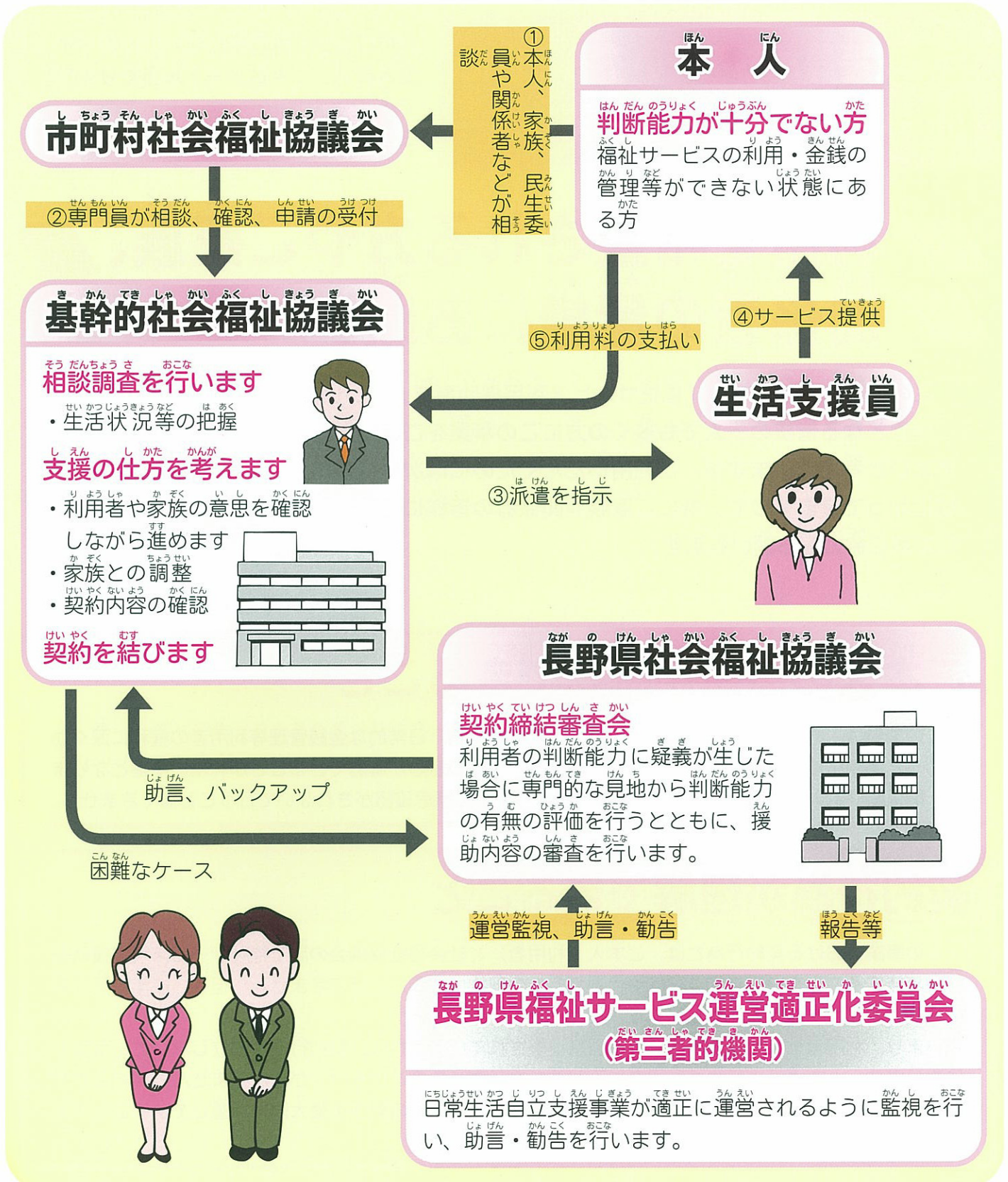
契約行為が理解できること

この事業における契約行為とは、ご本人（利用者）と社会福祉協議会の間で福祉サービス利用援助契
約を締結することをいいます。家族や代理の方との契約は結ぶことができません（但し、成年後見人等
と契約を結ぶことは可能です）。

つまり、利用者はこの契約内容のある程度理解されていなければ、契約行為は成立しないということ
になります。一方通行の契約は利用者にも不利益を生じさせることにもつながりかねません。契約は双方
が対等の立場であることに重要な意味があると同時に、ご本人の意思を最大限に尊重していくことが大
切と考えます。

事業(サービス)のしくみ・流れ

ご利用は、下図のしくみによって①から⑤の流れにそって行われます。そして、利用者が安心してご利用いただけるために、契約締結審査会と運営適正化委員会が設置されています。



福祉サービス利用援助事業Q&A

Q 契約締結ができる能力とはどの程度ですか

A “契約により自分がどんなサービスを受けるのか理解できること”が重要なポイントです。

利用者ご自身が、どのようなサービスを受けるのかを理解し、サービスを利用したことによる利用料を支払う必要があることを理解できるかどうか大きなポイントとなります。実際は、基幹的社会福祉協議会の専門員が契約締結ガイドラインに基づき、調査します。

Q 契約はだれと結ぶのですか

A ご本人と社会福祉協議会で契約します。

この事業の契約は、利用者ご本人とお住まいの基幹的社会福祉協議会（最終頁に記載）及び長野県社会福祉協議会の3者により行います。

Q この事業の解約はどのような場合にできますか

A ご本人との契約を結んで行う事業ですので、利用者が解約したいときは、いつでも解約することができます。

また、利用者が亡くなられた場合は、自動的に解約となります。利用者が長期入院されたり、施設に入所されたり、遠方に転居され本事業の援助が困難になった場合には、利用者の状況を鑑みながら解約する場合があります。さらに、利用者の判断能力が不十分となり、成年後見人が選任された場合には、契約をいったん解約し、新たに後見人の方と当事業を契約し直すことも可能です。

事業の名称変更について

この事業は国・県の補助事業で、国・県では名称を平成19年度から「日常生活自立支援事業」と変更しましたが、実施する事業内容に変更はありません。長野県社協としても、平成20年度から「日常生活自立支援事業」に変更しましたので、ご理解をお願いします。

日常生活自立支援事業については、お近くの市町村社会福祉協議会または
 基幹的社会福祉協議会にお気軽に相談してください。

平成21年4月1日現在

お住まいの地域	基幹的社会福祉協議会	住 所	郵便番号・電話番号
佐久市／南佐久郡	佐久市社会福祉協議会	佐久市取出町183 野沢会館内	〒385-0043 0267-64-2426
小諸市／北佐久郡	小諸市社会福祉協議会	小諸市甲3162	〒384-0801 0267-25-7337
上田市／小県郡	上田市社会福祉協議会	上田市中央3-5-1 市ふれあい福祉センター内	〒386-0012 0268-27-2025
東御市	東御市社会福祉協議会	東御市鞍掛197 市総合福祉センター内	〒389-0502 0268-62-4455
岡谷市／下諏訪町	岡谷市社会福祉協議会	岡谷市長地権現町4-11-50 おかや総合福祉センター内	〒394-0081 0266-24-2121
諏訪市	諏訪市社会福祉協議会	諏訪市小和田19-3 市総合福祉センター内	〒392-0024 0266-52-2508
茅野市／富士見町・原村	茅野市社会福祉協議会	茅野市塚原2-5-45 市総合福祉センター内	〒391-0002 0266-73-4431
伊那市／辰野町・箕輪町・ 南箕輪村	伊那市社会福祉協議会	伊那市山寺298-1 市福祉まちづくりセンター内	〒396-0023 0265-73-2541
駒ヶ根市／飯島町・中川村・ 宮田村	駒ヶ根市社会福祉協議会	駒ヶ根市梨の木2-25 市ふれあいセンター内	〒399-4103 0265-81-5900
飯田市／下伊那郡	飯田市社会福祉協議会	飯田市東栄町3108-1 さんとびあ飯田内	〒395-0024 0265-53-3180
木曽郡	木曽町社会福祉協議会	木曽郡木曽町日義1600-1 日義公民館内	〒399-6101 0264-26-1116
松本市／麻績村・生坂村・ 筑北村	松本市社会福祉協議会	松本市双葉4-16 市総合社会福祉センター内	〒390-0833 0263-27-2000
塩尻市／波田町・山形村・ 朝日村	塩尻市社会福祉協議会	塩尻市大門6-4-6 市保健福祉センター内	〒399-0786 0263-52-2795
安曇野市	安曇野市社会福祉協議会	安曇野市豊科4160-1	〒399-8205 0263-72-1871
大町市／北安曇郡	大町市社会福祉協議会	大町市大字大町1129 市総合福祉センター内	〒398-0002 0261-22-1501
長野市／信州新町・信濃町・ 飯綱町・小川村・中条村	長野市社会福祉協議会	長野市鶴賀緑町1714-5 市ふれあい福祉センター内	〒380-0813 026-225-0155
須坂市／上高井郡	須坂市社会福祉協議会	須坂市大字須坂476-1	〒382-0074 026-245-1619
千曲市／坂城町	千曲市社会福祉協議会	千曲市大字杭瀬下2-6 市更埴老人福祉センター内	〒387-0011 026-272-0252
中野市／山ノ内町	中野市社会福祉協議会	中野市大字西条70-1 市福祉ふれあいセンター内	〒383-0042 0269-26-3111
飯山市／木島平村・ 野沢温泉村・栄村	飯山市社会福祉協議会	飯山市大字飯山1211-1 市福祉センター内	〒389-2253 0269-62-2840

相談受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時まで